

舞鶴工業高等専門学校学則

昭和40年4月1日施行

令和6年2月29日一部改正

目次

第1章 総則

第1節 目的(第1条)

第2節 自己評価等(第2条-第2条の2)

第3節 職員組織(第3条-第6条)

第4節 学年, 学期, 休業日等(第7条-第10条)

第2章 準学士課程

第1節 修業年限, 準学士課程の目的, 学科, 学級数, 入学定員及び各学科の人材養成の目的(第11条・第12条)

第2節 教育課程等(第13条-第16条)

第3節 入学, 退学, 卒業等(第17条-第27条の2)

第4節 検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料(第28条-第34条の2)

第5節 学生準則, 賞罰及び除籍(第35条-第37条の2)

第6節 学寮(第38条)

第3章 専攻科課程

第1節 設置, 目的, 修業年限及び在学年限等(第39条-第42条)

第2節 教育課程等(第43条)

第3節 入学, 休学, 修了等(第44条-第49条)

第4章 補則

第1節 研究生, 聴講生, 特別聴講学生及び科目等履修生(第50条-第52条)

第2節 外国人留学生(第53条)

第3節 公開講座(第54条)

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 第1条 舞鶴工業高等専門学校(以下「本校」という。)は, 教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて, 深く専門の学芸を教授し, 職業に必要な能力を育成することを目的とし, その目的を実現するための教育を行い, その成果を広く社会に提供することにより, 社会の発展に寄与するものとする。

第2節 自己評価等

(自己評価等)

第2条 本校は、教育水準の向上を図り、高等専門学校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価についての必要な事項は、別に定める。

3 本校は、第1項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第2条の2 本校は、本校における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第3節 職員組織

(職員組織)

第3条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(教務主事、学生主事及び寮務主事)

第4条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第5条 本校に、庶務、会計、教務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第6条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4節 学年、学期、休業日等

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、前期及び後期の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、授業期間については校長が別に定める。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合には、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 春季休業
 - (4) 夏季休業
 - (5) 冬季休業
 - (6) 学年末休業
- 2 前項第3号から第6号までの休業日の休業開始日及び終了日は、校長が別に定める。
- 3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

（開校記念日）

第9条の2 4月26日を、本校の開校記念日とする。

（授業終始の時刻）

第10条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第2章 準学士課程

第1節 修業年限、準学士課程の目的、学科、学級数、入学定員及び各学科の人材養成の目的

（修業年限及び在学年限）

第11条 修業年限は、5年とする。ただし、10年を超えて在学することはできない。

（準学士課程の目的）

第11条の2 準学士課程は、専門分野の基礎知識を修得し、社会の変化やニーズに対応した製品やシステムをつくり出す能力と、豊かな人間性・国際性を兼ね備えた実践的・創造的技術者を育成することを目的とする。

（学科、学級数及び入学定員）

第12条 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学 科	学 級 数	入 学 定 員
機 械 工 学 科	1	40人
電 気 情 報 工 学 科	1	40人
電 子 制 御 工 学 科	1	40人
建 設 シ ス テ ム 工 学 科	1	40人

- 2 建設システム工学科に、都市環境コース及び建築コースを置く。コース制の取り扱いについては、別に定める。
- 3 校長は、教育上特に有益と認めるときは、前々項の規定にかかわらず、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(各学科の人材養成の目的)

第12条の2 各学科の人材養成の目的は次のとおりとする。

(1) 機械工学科

あらゆるものづくりの基礎となる，機械工学の基礎知識と技術を修得し，環境とエネルギーに配慮できる実践的・創造的技術者を育成することを目的とする。

(2) 電気情報工学科

電気・電子工学及び情報・通信工学の分野の基礎知識と技術を修得し，環境とエネルギーに配慮できる実践的・創造的技術者を育成することを目的とする。

(3) 電子制御工学科

電子・機械システム及び制御・情報技術を幅広く修得し，それらを融合したメカトロニクス技術分野において，環境とエネルギーに配慮した設計・開発・管理運営ができる実践的・創造的技術者を育成することを目的とする。

(4) 建設システム工学科

安全で快適な社会の創造とそのための基盤を，計画・建設・維持する基礎知識と技術を修得し，環境とエネルギーに配慮できる実践的・創造的技術者を育成することを目的とする。

第2節 教育課程等

(授業を行う期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第14条 本校の教育課程は，授業科目及び特別活動をもって編成する。

2 学年ごとの授業科目及びその単位数は，一般科目にあつては別表第1，専門科目にあつては別表第2のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず，校長は，教育上有益と認めるときは，特別に定めた教育内容の授業科目を開設することができる。本授業科目の取り扱いについては別に定める。

4 各授業科目の単位数は，30単位時間(1単位時間は50分とする。第8項において同じ)の履修を1単位として計算するものとし，これを履修単位という。

5 前項の規定にかかわらず，本校が特に定める授業科目については，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算することができるものとし，これを学修単位という。

(1) 講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 6 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 8 特別活動は、第1学年から第3学年まで各学年30単位時間を実施するものとする。
- 9 前項の規定のほか、インターンシップに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第14条の2 本校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場で履修させることができる。

- 2 本校は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 本校は、本校における授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第14条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第14条の5 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第3項に関し必要な事項は、別に定める。

(学年の課程修了及び卒業認定)

第15条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

(再履修)

第16条 前条の認定の結果、原学年に留められた者は、当該学年の課程を再履修するものとする。

第3節 入学、退学、卒業等

(入学資格)

第17条 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 義務教育学校の後期課程を卒業した者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第18条 校長は、入学志願者について学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類を資料として入学者の選抜を行う。

- 2 校長は、前項によるほか、入学定員の一部について出身学校の長の推薦に基づき学力検査を免除し、送付された調査書等を資料として、入学者の選抜を行うことができる。
- 3 校長は、前2項の選抜結果に基づき、入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、入学を許可するものとする。

(編入学)

第19条 高等学校又は他の高等専門学校等から本校の第4学年に編入学を希望する者がある場合には、校長は、入学資格を審査のうえ、入学を希望する学科において受け入れが可能な場合に限り、前条の規定に基づく入学者の選抜を実施して、編入学を許可することがある。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第19条の2 他の高等専門学校から本校に転入学を希望する者がある場合には、校長は、入学資格を審査のうえ、教育上支障がないと認めた場合に限り、相当学年に転入学を許可することがある。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の手続)

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等と連署した入学誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了しない者がある場合には、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

(転科)

第21条 転科を希望する者がある場合には、校長は、学年の初めにおいて選考のうえ、第3学年までに限り転科を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第22条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により3か月以上継続して修学することができない場合には、校長の許可を受けて休学することができる。

(休学の期間)

第22条の2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して5年を超えることができない。

3 休業期間は、第11条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第23条 休学した者は、休学の事由がなくなった場合には、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席停止)

第24条 学生に感染症その他疾病がある場合には、校長は、出席停止を命ずることができる。

(退学及び再入学)

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする場合には、校長の許可を受けて退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者がある場合には、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することができる。

(他の学校への入学等)

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第26条の2 校長は、教育上特に有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、60単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第27条 全学年の課程を修了した者には、校長は所定の卒業証書を授与する。

(称号)

第27条の2 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第4節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第28条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(授業料)

第29条 学生は、授業料の年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期分にあつては5月末日までに、後期分にあつては10月末日までに納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期分授業料納付の際に後期分授業料も一括して納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料は、入学を許可されたときに納付することができる。

(学年の途中で入学した者の授業料)

第30条 学年の途中で入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第31条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第32条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第33条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下この条において「学資負担者」という。）が死亡し、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合、入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合、又はこれ等に準じて校長が相当と認める特別の事由がある場合には、入学料の全額若しくは半額を免除することがある。

- 2 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、入学前1年以内において学資負担者が死亡し、入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合、又はこれ等に準じて校長が相当と認める事由がある場合には、入学料の徴収を猶予することがある。
- 3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事由があると認められる場合には、授業料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 4 風水害等の災害を受けたことにより寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。
- 5 前4項に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料等の額及び徴収方法)

第34条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定めるところによる。

(検定料等の返還)

第34条の2 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には授業料相当額を返還する。

- (1) 第29条の第3項の規定に基づき、前期分及び後期分授業料を納付し、後期分授業料の徴収時期前に、休学又は退学した場合には、後期分授業料相当額
- (2) 第29条の第4項の規定に基づき、授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合は、申出により当該授業料相当額

第5節 学生準則、賞罰及び除籍

(学生準則)

第35条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第36条 学生として表彰に値する行為があった場合には、表彰することがある。

(懲戒)

第37条 教育上特に必要がある場合には、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。

2 退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、欠席過多の者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に含めないものとする。ただし、3か月を超えない場合には、修業年限に含めることができるものとする。

(除籍)

第37条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡又は長期間行方不明の者
- (2) 第11条に規定する在学年数を超えている者
- (3) 第22条の2に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (5) 第18条第3項ただし書きに規定する入学料の免除又は徴収猶予の申請書を受理され、免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第6節 学寮

(学寮)

第38条 本校に教育施設として学寮を設ける。

2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第3章 専攻科課程

第1節 設置、目的、修業年限及び在学年限等

(設置)

第39条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第40条 専攻科課程は、高等専門学校基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門知識及び技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第41条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(専攻及び入学定員)

第42条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専 攻	入学定員
総合システム工学専攻	16人

2 総合システム工学専攻に、電気電子システム工学コース、機械制御システム工学コース及び建設工学コースを置く。

(専攻科教育の目的)

第42条の2 本校専攻科は、高等専門学校準学士課程における5年間にわたる一貫した実践教育の特徴を生かしながら、更に2年間の課程において、高度の学問

と技術を追求し、創造性・人間性豊かで、より独創的技術開発能力を兼ね備えた中核的技術者の育成を目的とする。各コースの教育目的は次のとおりとする。

(1) 電気電子システム工学コース

高等専門学校準学士課程等で修得した基礎学力と専門知識に基づき、電気電子工学およびその周辺分野に関わる、より高度で実践的な最新の技術教育を行い、地域社会に貢献できる独創性豊かな研究開発型の技術者を育成することを目的とする。

(2) 機械制御システム工学コース

高等専門学校準学士課程等で修得した基礎学力と専門知識に基づき、機械工学およびその周辺分野に関わる、より高度で実践的な最新の技術教育を行い、地域社会に貢献できる独創性豊かな研究開発型の技術者を育成することを目的とする。

(3) 建設工学コース

高等専門学校準学士課程等で修得した基礎学力と専門知識に基づき、土木工学、建築学およびその周辺分野に関わる、より高度で実践的な最新の技術教育を行い、地域社会に貢献できる独創性豊かな研究開発型の技術者を育成することを目的とする。

第2節 教育課程等

(教育課程)

第43条 開設する授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて集中講義を行うことができる。集中講義については別に定める。

3 授業科目の単位計算は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の各号の基準によるものとする。

(1) 講義については、教室内毎週1時間15週をもって1単位とする。

(2) 演習については、教室内毎週2時間15週をもって1単位とする。

(3) 実験、実習については、教室内毎週3時間15週をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、インターンシップについては、別に定める。

第3節 入学、休学、修了等

(入学資格)

第44条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等専門学校を卒業した者

(2) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）

専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規程により大学に編入することができる者

(3) 短期大学を卒業した者

- (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (8) その他本校専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者の選考及び入学許可）

第45条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

（休学の期間）

第46条 専攻科学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることがある。

- 2 休学期間は、通算して2年を越えることができない。
- 3 休学期間は、第41条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

（修了）

第47条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者について、修了を認定する。

- 2 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。
- 3 第1項に規定する単位の修得については、別に定める。

（準用規定）

第48条 第13条、第14条の5第1項及び第3項、第20条、第22条、第23条から第25条まで、第26条の2第1項及び第4項、第28条から第37条の2まで並びに第38条第2項の規定は、専攻科の学生について準用する。この場合において、第26条の2第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、第37条の2第2号中「第11条」とあるのは、「第41条」と、第37条の2第3号中「第22条の2」とあるのは、「第46条」とそれぞれ読み替えるものとする。

第49条 本章に定めるもののほか、専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 補則

第1節 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

（研究生）

第50条 本校において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある場合に

は、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生及び特別聴講学生)

第51条 本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者がある場合には、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 学校間相互単位互換協定に基づいて、本校が開設する授業科目のうち、特定の科目について聴講を志望する者がある場合には、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

3 聴講生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第52条 本校において、一又は複数の授業科目を履修し単位の修得を志願する者がある場合には、本校の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 外国人留学生

(外国人留学生)

第53条 本校に入学を希望する外国人留学生がある場合には、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 公開講座

(公開講座)

第54条 本校に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

一般科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年
基礎数学 A	2	2				
基礎数学演習 A	1	1				
基礎数学 B	2	2				
基礎数学演習 B	1	1				
線形代数 A	1		1			
線形代数 B	1		1			
微分積分 I A	2		2			
微分積分 I B	2		2			
微分積分 II A	2			2		
確率統計	1			1		
微分積分 II B	2			2		
微分積分演習	1			1		
物理 I A	1	1				
物理 I B	1	1				
物理 II A	1		1			
物理 II B	1		1			
※ 物理 III	2				2	
化学 I A	1	1				
化学 I B	1	1				
化学 II A	1		1			
化学 II B	1		1			
ライフ&アースサイエンス A	1		1			
ライフ&アースサイエンス B	1		1			
保健体育 I	2	2				
保健体育 II	2		2			
保健体育 III	2			2		
総合英語 I A	2	2				
総合英語 I B	2	2				
総合英語 II A	2		2			
総合英語 II B	2		2			
総合英語 III A	1			1		
総合英語 III B	1			1		
※ 総合英語 IV A	2				2	
※ 総合英語 IV B	2				2	
英会話 A	1			1		
英会話 B	1			1		
現代文 A	1	1				
現代文 B	1	1				
古典 A	1	1				
古典 B	1	1				
総合国語 I A	1		1			
総合国語 I B	1		1			
◇ 総合国語 II A	1			1		
◇ 総合国語 II B	1			1		
芸術 A	1	1				
芸術 B	1	1				
歴史総合 A	1	1				
歴史総合 B	1	1				
公共 A	1		1			
公共 B	1		1			
◇ 人間論	1			1		
◇ ※ 現代社会	2				2	
◇ ※ 哲学	2				2	
◇ ※ 法学	2				2	
☆ ※ 日本語 A	2			2		
☆ ※ 日本語 B	2			2		
☆ ※ 日本語 C	2				2	
☆ ※ 日本語 D	2				2	
☆ ※ 日本語 E	2					2
☆ ※ 日本語 F	2					2

必修科目

一般科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
保健体育 IV	2				2		注 3), 5) を参照
保健体育 V	2					2	
※ 総合英語 V	2					2	
◇ ※ 人文特論 I A	2						
◇ ※ 人文特論 II A							
◇ ※ 人文特論 III A							
◇ ※ 人文特論 IV A							
◇ ※ 人文特論 I B	2						
◇ ※ 人文特論 II B							
◇ ※ 人文特論 III B							
◇ ※ 人文特論 IV B							
一般必修科目 開設単位数	73	24	22	15	12	0	
一般選択科目 開設単位数	10	0	0	0	2	8	
一般科目 開設単位数	83	24	22	15	14	8	

注 1) ※ 印の科目は学修単位数科目である。

注 2) ☆ 印の科目は留学生に対して開設され、◇ 印の科目を代替する。

注 3) 一般選択科目を 2 単位以上（一般科目合計で 75 単位以上）修得すること。

注 4) 専門選択科目を 4 単位以上（専門科目合計で 82 単位以上）修得すること。

注 5) 一般選択科目、専門選択科目、学則第 1 4 条第 3 項の科目及び学則第 1 4 条の 4、第 1 4 条の 5 の規定に基づく単位認定を合わせて 16 単位以上（合計で 167 単位以上）を修得すること。

注 6) 学則第 1 4 条第 3 項の科目とは、「防災リテラシー」及び「インターンシップ」である。

専門科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
応用物理	1			1			
応用数学ⅠA	1				1		
応用数学ⅠB	1				1		
応用数学ⅡA	1				1		
応用数学ⅡB	1				1		
工業力学Ⅰ	1		1				
工業力学Ⅱ	1			1			
機械力学Ⅰ	1				1		
機械力学Ⅱ	1					1	
材料力学ⅠA	1			1			
材料力学ⅠB	1			1			
材料力学Ⅱ	1				1		
材料学Ⅰ	1			1			
材料学Ⅱ	1			1			
水力学Ⅰ	1				1		
水力学Ⅱ	1				1		
流体工学	1					1	
工業熱力学Ⅰ	1				1		
工業熱力学Ⅱ	1				1		
※ 伝熱工学	2					2	
情報処理Ⅰ	1	1					
情報処理Ⅱ	1		1				
機械設計法Ⅰ	1		1				
機械設計法Ⅱ	1			1			
機械工作法Ⅰ	1			1			
機械工作法Ⅱ	1				1		
※ 材料加工学	2					2	
※ 計測工学	2				2		
※ 制御工学	2				2		
入門機械実習	2	2					
工作実習Ⅰ	2		2				
工作実習Ⅱ	4			4			
設計製図Ⅰ	2	2					
設計製図Ⅱ	2		2				
設計製図Ⅲ	2			2			
設計製図Ⅳ	2				2		
設計製図Ⅴ	2					2	
機械工学実験Ⅰ	1				1		
機械工学実験Ⅱ	1					1	
工学基礎演習	1		1				
ものづくり演習	2			2			
計測工学演習	1			1			
※ 機械工学演習Ⅰ	2				2		
※ 機械工学演習Ⅱ	2					2	
※ 数値計算演習	2				2		
※ 機械工学特論	2				2		
創造設計製作	3				3		
卒業研究	10					10	
※ 電気回路	2					2	
※ 機構学	2					2	
※ エネルギーシステム工学	2					2	
専門必修科目 開設単位数	78	5	8	17	27	21	
専門選択科目 開設単位数	6	0	0	0	0	6	
専門科目 開設単位数	84	5	8	17	27	27	

選択科目	※ 電気回路	2					2	注3), 4) を参照
	※ 機構学	2					2	
	※ エネルギーシステム工学	2					2	

開設単位数（各学年の合計）		1年	2年	3年	4年	5年
一般科目	必修科目	24	22	15	12	0
	選択科目	0	0	0	2	8
	開設科目	24	22	15	14	8
専門科目	必修科目	5	8	17	27	21
	選択科目	0	0	0	0	6
	開設科目	5	8	17	27	27
学則第14条第3項の科目を 除いた全科目	必修科目	29	30	32	39	21
	選択科目	0	0	0	2	14
	開設科目	29	30	32	41	35
学則第14条第3項の科目		1	0	0	1~2	1~2

開設単位数（各学年までの累計）		1年	2年	3年	4年	5年
一般科目	必修科目	24	46	61	73	73
	選択科目	0	0	0	2	10
	開設科目	24	46	61	75	83
専門科目	必修科目	5	13	30	57	78
	選択科目	0	0	0	0	6
	開設科目	5	13	30	57	84
学則第14条第3項の科目を 除いた科目	必修科目	29	59	91	130	151
	選択科目	0	0	0	2	16
	開設科目	29	59	91	132	167

標準/進級/学年修了/卒業単位数 （各学年までの累計）		1年	2年	3年	4年	5年
標準単位数		29	59	91	132	—
進級単位数		23	53	85	126	—
学年修了単位数		23	53	79	126	—
卒業単位数	一般科目	—	—	—	—	75
	専門科目	—	—	—	—	82
	全体	—	—	—	—	167

- 注1) ※印の科目は学修単位数科目である。
- 注2) 一般選択科目を2単位以上（一般科目合計で75単位以上）修得すること。
- 注3) 専門選択科目を4単位以上（専門科目合計で82単位以上）修得すること。
- 注4) 一般選択科目、専門選択科目、学則第14条第3項の科目及び学則第14条の4、第14条の5の規定に基づく単位認定を合わせて16単位以上（合計で167単位以上）を修得すること。
- 注5) 学則第14条第3項の科目は、卒業に必要な単位数（167単位）に含めることができるが、卒業に必要な一般科目の単位数（75単位）及び専門科目の単位数（82単位）に含めることができない。
- 注6) 学則第14条の4及び第14条の5の規定に基づく単位は、卒業に必要な単位数（167単位）に含めることができるが、卒業に必要な一般科目の単位数（75単位）及び専門科目の単位数（82単位）に含めることができない。

学則第14条第3項の科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
防災リテラシー	1	1					注5) を参照
インターンシップ	1~4				1~2	1~2	
地域連携・地域貢献活動	1~2			1~2			

学則第14条の4及び第14条の5の規定に基づく単位認定	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
知識・技能審査に係る単位認定	6単位以内				3単位以内	6単位以内	「舞鶴工業高等専門学校知識・技能審査に係る単位認定に関する規程（準学士課程）」を参照
舞鶴工業高等専門学校以外の教育施設における学修	60単位以内						「舞鶴工業高等専門学校以外の教育施設における学修に関する規程（準学士課程）」を参照

一般科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年
基礎数学 A	2	2				
基礎数学演習 A	1	1				
基礎数学 B	2	2				
基礎数学演習 B	1	1				
線形代数 A	1		1			
線形代数 B	1		1			
微分積分 I A	2		2			
微分積分 I B	2		2			
微分積分 II A	2			2		
確率統計	1			1		
微分積分 II B	2			2		
微分積分演習	1			1		
物理 I A	1	1				
物理 I B	1	1				
物理 II A	1		1			
物理 II B	1		1			
化学 I A	1	1				
化学 I B	1	1				
化学 II A	1		1			
化学 II B	1		1			
※ 物理 III	並列 2				2	
※ 化学 III	開講					
ライフ&アースサイエンス A	1		1			
ライフ&アースサイエンス B	1		1			
保健体育 I	2	2				
保健体育 II	2		2			
保健体育 III	2			2		
総合英語 I A	2	2				
総合英語 I B	2	2				
総合英語 II A	2		2			
総合英語 II B	2		2			
総合英語 III A	1			1		
総合英語 III B	1			1		
※ 総合英語 IV A	2				2	
※ 総合英語 IV B	2				2	
英会話 A	1			1		
英会話 B	1			1		
現代文 A	1	1				
現代文 B	1	1				
古典 A	1	1				
古典 B	1	1				
総合国語 I A	1		1			
総合国語 I B	1		1			
◇ 総合国語 II A	1			1		
◇ 総合国語 II B	1			1		
芸術 A	1	1				
芸術 B	1	1				
歴史総合 A	1	1				
歴史総合 B	1	1				
公共 A	1		1			
公共 B	1		1			
◇ 人間論	1			1		
◇ ※ 現代社会	2				2	
◇ ※ 哲学	2				2	
◇ ※ 法学	2				2	
☆ ※ 日本語 A	2			2		
☆ ※ 日本語 B	2			2		
☆ ※ 日本語 C	2				2	
☆ ※ 日本語 D	2				2	
☆ ※ 日本語 E	2					2
☆ ※ 日本語 F	2					2

必修科目

一般科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
保健体育 IV	2				2		注 3), 5) を参照
保健体育 V	2					2	
※ 総合英語 V	2					2	
◇ ※ 人文特論 I A	並列 開講	2					
◇ ※ 人文特論 II A							
◇ ※ 人文特論 III A							
◇ ※ 人文特論 IV A							
◇ ※ 人文特論 I B	並列 開講	2					
◇ ※ 人文特論 II B							
◇ ※ 人文特論 III B							
◇ ※ 人文特論 IV B							
一般必修科目 開設単位数	73	24	22	15	12	0	
一般選択科目 開設単位数	10	0	0	0	2	8	
一般科目 開設単位数	83	24	22	15	14	8	

注 1) ※ 印の科目は学修単位数科目である。

注 2) ☆ 印の科目は留学生に対して開設され、◇ 印の科目を代替する。

注 3) 一般選択科目を 2 単位以上 (一般科目合計で 75 単位以上) 修得すること。

注 4) 専門選択科目を 4 単位以上 (専門科目合計で 82 単位以上) 修得すること。

注 5) 一般選択科目、専門選択科目、学則第 1 4 条第 3 項の科目及び学則第 1 4 条の 4、第 1 4 条の 5 の規定に基づく単位認定を合わせて 16 単位以上 (合計で 167 単位以上) を修得すること。

注 6) 学則第 1 4 条第 3 項の科目とは、「防災リテラシー」及び「インターンシップ」である。

専門科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
必修科目	応用物理Ⅰ	1			1			
	応用物理Ⅱ	1			1			
	応用数学ⅠA	1				1		
	応用数学ⅠB	1				1		
	応用数学ⅡA	1				1		
	応用数学ⅡB	1				1		
	電気情報概論	1	1					
	電気基礎	1	1					
	電気回路	1	1					
	交流回路Ⅰ	1		1				
	交流回路Ⅱ	1		1				
	アナログ回路	1			1			
	デジタル回路	1			1			
	回路実習	2			2			
	電気磁気学Ⅰ	1			1			
	電気磁気学Ⅱ	1			1			
	※ 電気磁気学Ⅲ	2				2		
	回路理論	1				1		
	過渡現象論	1				1		
	電子工学Ⅰ	1				1		
	電子工学Ⅱ	1				1		
	制御工学Ⅰ	1				1		
	制御工学Ⅱ	1				1		
	※ 電気機器	2				2		
	※ 電磁気計測	2					2	
	エネルギー工学Ⅰ	1					1	
	エネルギー工学Ⅱ	1					1	
	情報基礎	1	1					
	メディアリテラシー	1	1					
	情報数学	1		1				
	C言語	1		1				
	プログラミング実習	2				2		
	情報理論	1				1		
	アナログ信号処理	1				1		
	デジタル信号処理	1				1		
	※ 論理回路	2				2		
	※ 通信工学	2				2		
	※ ネットワーク論	2				2		
	※ オペレーティングシステム	2					2	
	※ 情報システム論	2					2	
電気情報工学実験ⅠA	2		2					
電気情報工学実験ⅠB	2		2					
電気情報工学実験ⅡA	2			2				
電気情報工学実験ⅡB	2			2				
電気情報工学実験ⅢA	2				2			
電気情報工学実験ⅢB	2				2			
電気情報工学実験ⅣA	2					2		
電気情報工学実験ⅣB	2					2		
創造工学	1				1			
工学基礎研究	1				1			
卒業研究	10					10		
選択科目	※ 伝送工学	2					2	
	※ 半導体工学	2					2	注 3), 4) を
	※ データ構造とアルゴリズム	2					2	参照
	※ 映像メディア工学	2					2	
専門必修科目 開設単位数	78	5	8	17	26	22		
専門選択科目 開設単位数	8	0	0	0	0	8		
専門科目 開設単位数	86	5	8	17	26	30		

開設単位数 (各学年の合計)		1年	2年	3年	4年	5年
一般科目	必修科目	24	22	15	12	0
	選択科目	0	0	0	2	8
	開設科目	24	22	15	14	8
専門科目	必修科目	5	8	17	26	22
	選択科目	0	0	0	0	8
	開設科目	5	8	17	26	30
学則第 14 条	必修科目	29	30	32	38	22
第 3 項の科目を 除いた全科目	選択科目	0	0	0	2	16
	開設科目	29	30	32	40	38
学則第 14 条第 3 項の科目		1	0	0	1~2	1~2

開設単位数 (各学年までの累計)		1年	2年	3年	4年	5年
一般科目	必修科目	24	46	61	73	73
	選択科目	0	0	0	2	10
	開設科目	24	46	61	75	83
専門科目	必修科目	5	13	30	56	78
	選択科目	0	0	0	0	8
	開設科目	5	13	30	56	86
学則第 14 条	必修科目	29	59	91	129	151
第 3 項の科目を 除いた科目	選択科目	0	0	0	2	18
	開設科目	29	59	91	131	169

標準/進級/学年修了/卒業単位数 (各学年までの累計)		1年	2年	3年	4年	5年
標準単位数		29	59	91	131	—
進級単位数		23	53	85	125	—
学年修了単位数		23	53	79	125	—
卒業単位数	一般科目	—	—	—	—	75
	専門科目	—	—	—	—	82
	全体	—	—	—	—	167

- 注 1) ※ 印の科目は学修単位科目である。
- 注 2) 一般選択科目を 2 単位以上 (一般科目合計で 75 単位以上) 修得すること。
- 注 3) 専門選択科目を 4 単位以上 (専門科目合計で 82 単位以上) 修得すること。
- 注 4) 一般選択科目, 専門選択科目, 学則第 14 条第 3 項の科目及び学則第 14 条の 4, 第 14 条の 5 の規定に基づく単位認定を合わせて 16 単位以上 (合計で 167 単位以上) を修得すること。
- 注 5) 学則第 14 条第 3 項の科目は, 卒業に必要な単位数 (167 単位) に含めることができるが, 卒業に必要な一般科目の単位数 (75 単位) 及び専門科目の単位数 (82 単位) に含めることができない。
- 注 6) 学則第 14 条の 4 及び第 14 条の 5 の規定に基づく単位は, 卒業に必要な単位数 (167 単位) に含めることができるが, 卒業に必要な一般科目の単位数 (75 単位) 及び専門科目の単位数 (82 単位) に含めることができない。

学則第 14 条第 3 項の科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
防災リテラシー	1	1					
インターンシップ	1~4				1~2	1~2	企業・高等教育機関それぞれ 2 単位以内, 各学年 1 単位以内
地域連携・地域貢献活動	1~2			1~2			

学則第 14 条の 4 及び第 14 条の 5 の規定に基づく単位認定	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
知識・技能審査に係る単位認定	6 単位以内				3 単位以内	6 単位以内	「舞鶴工業高等専門学校知識・技能審査に係る単位認定に関する規程 (準学士課程)」を参照
舞鶴工業高等専門学校以外の教育施設における学修	60 単位以内						「舞鶴工業高等専門学校以外の教育施設における学修に関する規程 (準学士課程)」を参照

一般科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年
基礎数学 A	2	2				
基礎数学演習 A	1	1				
基礎数学 B	2	2				
基礎数学演習 B	1	1				
線形代数 A	1		1			
線形代数 B	1		1			
微分積分 I A	2		2			
微分積分 I B	2		2			
微分積分 II A	2			2		
確率統計	1			1		
微分積分 II B	2			2		
微分積分演習	1			1		
物理 I A	1	1				
物理 I B	1	1				
物理 II A	1		1			
物理 II B	1		1			
化学 I A	1	1				
化学 I B	1	1				
化学 II A	1		1			
化学 II B	1		1			
※ 物理 III	並列 開講	2			2	
※ 化学 III						2
ライフ&アースサイエンス A	1		1			
ライフ&アースサイエンス B	1		1			
保健体育 I	2	2				
保健体育 II	2		2			
保健体育 III	2			2		
総合英語 I A	2	2				
総合英語 I B	2	2				
総合英語 II A	2		2			
総合英語 II B	2		2			
総合英語 III A	1			1		
総合英語 III B	1			1		
※ 総合英語 IV A	2				2	
※ 総合英語 IV B	2				2	
英会話 A	1			1		
英会話 B	1			1		
現代文 A	1	1				
現代文 B	1	1				
古典 A	1	1				
古典 B	1	1				
総合国語 I A	1		1			
総合国語 I B	1		1			
◇ 総合国語 II A	1			1		
◇ 総合国語 II B	1			1		
芸術 A	1	1				
芸術 B	1	1				
歴史総合 A	1	1				
歴史総合 B	1	1				
公共 A	1		1			
公共 B	1		1			
◇ 人間論	1			1		
◇ ※ 現代社会	2				2	
◇ ※ 哲学	2				2	
◇ ※ 法学	2				2	
☆ ※ 日本語 A	2			2		
☆ ※ 日本語 B	2			2		
☆ ※ 日本語 C	2				2	
☆ ※ 日本語 D	2				2	
☆ ※ 日本語 E	2					2
☆ ※ 日本語 F	2					2

必修科目

一般科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
保健体育 IV	2				2		注 3), 5) を参照
保健体育 V	2					2	
※ 総合英語 V	2					2	
◇ ※ 人文特論 I A	並列 開講	2					
◇ ※ 人文特論 II A							
◇ ※ 人文特論 III A							
◇ ※ 人文特論 IV A							
◇ ※ 人文特論 I B	並列 開講	2					
◇ ※ 人文特論 II B							
◇ ※ 人文特論 III B							
◇ ※ 人文特論 IV B							
一般必修科目 開設単位数	73	24	22	15	12	0	
一般選択科目 開設単位数	10	0	0	0	2	8	
一般科目 開設単位数	83	24	22	15	14	8	

注 1) ※ 印の科目は学修単位数科目である。

注 2) ☆ 印の科目は留学生に対して開設され、◇ 印の科目を代替する。

注 3) 一般選択科目を 2 単位以上 (一般科目合計で 75 単位以上) 修得すること。

注 4) 専門選択科目を 2 単位以上 (専門科目合計で 82 単位以上) 修得すること。

注 5) 一般選択科目、専門選択科目、学則第 1 4 条第 3 項の科目及び学則第 1 4 条の 4、第 1 4 条の 5 の規定に基づく単位認定を合わせて 14 単位以上 (合計で 167 単位以上) を修得すること。

注 6) 学則第 1 4 条第 3 項の科目とは、「防災リテラシー」及び「インターンシップ」である。

専門科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
応用物理Ⅰ	1			1			
応用物理Ⅱ	1			1			
応用数学ⅠA	1				1		
応用数学ⅠB	1				1		
応用数学ⅡA	1				1		
応用数学ⅡB	1				1		
電気基礎Ⅰ	1	1					
電気基礎Ⅱ	1	1					
電子工学Ⅰ	1		1				
電子工学Ⅱ	1		1				
電子回路Ⅰ	1			1			
電子回路Ⅱ	1			1			
※ 電子回路Ⅲ	2				2		
電子回路Ⅳ	1					1	
電気磁気学Ⅰ	1				1		
電気磁気学Ⅱ	1				1		
力学Ⅰ	1			1			
力学Ⅱ	1			1			
水力学Ⅰ	1				1		
水力学Ⅱ	1				1		
熱力学Ⅰ	1				1		
熱力学Ⅱ	1				1		
材料力学Ⅰ	1				1		
材料力学Ⅱ	1				1		
振動工学Ⅰ	1				1		
振動工学Ⅱ	1					1	
情報基礎	1	1					
プログラミングⅠ	1		1				
プログラミングⅡ	1			1			
プログラミングⅢ	1			1			
組込みシステムⅠ	1			1			
組込みシステムⅡ	1			1			
※ 数値計算法	2					2	
制御工学Ⅰ	1			1			
制御工学Ⅱ	1				1		
※ 制御工学Ⅲ	2				2		
※ システム制御	2					2	
※ 計測工学	2					2	
※ ロボティクスⅠ	2				2		
※ ロボティクスⅡ	2				2		
※ ロボットビジョン	2					2	
メカトロニクス演習Ⅰ	1	1					
メカトロニクス演習Ⅱ	1	1					
製図基礎	1		1				
CAD演習Ⅰ	1			1			
CAD演習Ⅱ	1			1			
制御系設計演習	1					1	
回路設計演習	1					1	
電子制御実習	4		4				
電子制御実験	4			4			
創造設計プロジェクト	2				2		
機械工学実験	2				2		
制御工学実験	2					2	
卒業研究	10					10	
選択科目	※ ロボティクスⅢ	2				2	注3), 4) を
	※ 情報学	2				2	参照
専門必修科目 開設単位数	80	5	8	17	26	24	
専門選択科目 開設単位数	4	0	0	0	0	4	
専門科目 開設単位数	84	5	8	17	26	28	

開設単位数（各学年の合計）		1年	2年	3年	4年	5年
一般科目	必修科目	24	22	15	12	0
	選択科目	0	0	0	2	8
	開設科目	24	22	15	14	8
専門科目	必修科目	5	8	17	26	24
	選択科目	0	0	0	0	4
	開設科目	5	8	17	26	28
学則第14条第3項の科目を除いた全科目	必修科目	29	30	32	38	24
	選択科目	0	0	0	2	12
開設科目	29	30	32	40	36	
学則第14条第3項の科目		1	0	0	1~2	1~2

開設単位数（各学年までの累計）		1年	2年	3年	4年	5年
一般科目	必修科目	24	46	61	73	73
	選択科目	0	0	0	2	10
	開設科目	24	46	61	75	83
専門科目	必修科目	5	13	30	56	80
	選択科目	0	0	0	0	4
	開設科目	5	13	30	56	84
学則第14条第3項の科目を除いた科目	必修科目	29	59	91	129	153
	選択科目	0	0	0	2	14
開設科目	29	59	91	131	167	

標準/進級/学年修了/卒業単位数（各学年までの累計）	1年	2年	3年	4年	5年	
標準単位数	29	59	91	131	—	
進級単位数	23	53	85	125	—	
学年修了単位数	23	53	79	125	—	
卒業単位数	一般科目	—	—	—	—	75
	専門科目	—	—	—	—	82
	全体	—	—	—	—	167

- 注1) ※印の科目は学修単位数科目である。
- 注2) 一般選択科目を2単位以上（一般科目合計で75単位以上）修得すること。
- 注3) 専門選択科目を2単位以上（専門科目合計で82単位以上）修得すること。
- 注4) 一般選択科目、専門選択科目、学則第14条第3項の科目及び学則第14条の4、第14条の5の規定に基づく単位認定を合わせて14単位以上（合計で167単位以上）を修得すること。
- 注5) 学則第14条第3項の科目は、卒業に必要な単位数（167単位）に含めることができるが、卒業に必要な一般科目の単位数（75単位）及び専門科目の単位数（82単位）に含めることができない。
- 注6) 学則第14条の4及び第14条の5の規定に基づく単位は、卒業に必要な単位数（167単位）に含めることができるが、卒業に必要な一般科目の単位数（75単位）及び専門科目の単位数（82単位）に含めることができない。

学則第14条第3項の科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
防災リテラシー	1	1					企業・高等教育機関それぞれ2単位以内、各学年1単位以内 注5)を参照
インターンシップ	1~4				1~2	1~2	
地域連携・地域貢献活動	1~2			1~2			

学則第14条の4及び第14条の5の規定に基づく単位認定	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
知識・技能審査に係る単位認定	6単位以内				3単位以内	6単位以内	「舞鶴工業高等専門学校知識・技能審査に係る単位認定に関する規程（準学士課程）」を参照 注6)を参照
舞鶴工業高等専門学校以外の教育施設における学修	60単位以内						「舞鶴工業高等専門学校以外の教育施設における学修に関する規程（準学士課程）」を参照

別表第1

一般科目（建設システム工学科）

一般科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年
基礎数学A	2	2				
基礎数学演習A	1	1				
基礎数学B	2	2				
基礎数学演習B	1	1				
線形代数A	1		1			
線形代数B	1		1			
微分積分ⅠA	2		2			
微分積分ⅠB	2		2			
微分積分ⅡA	2			2		
確率統計	1			1		
微分積分ⅡB	2			2		
微分積分演習	1			1		
物理ⅠA	1	1				
物理ⅠB	1	1				
物理ⅡA	1		1			
物理ⅡB	1		1			
※ 物理Ⅲ	2				2	
化学ⅠA	1	1				
化学ⅠB	1	1				
化学ⅡA	1		1			
化学ⅡB	1		1			
ライフ&アースサイエンスA	1		1			
ライフ&アースサイエンスB	1		1			
保健体育Ⅰ	2	2				
保健体育Ⅱ	2		2			
保健体育Ⅲ	2			2		
総合英語ⅠA	2	2				
総合英語ⅠB	2	2				
総合英語ⅡA	2		2			
総合英語ⅡB	2		2			
総合英語ⅢA	1			1		
総合英語ⅢB	1			1		
※ 総合英語ⅣA	2				2	
※ 総合英語ⅣB	2				2	
英会話A	1			1		
英会話B	1			1		
現代文A	1	1				
現代文B	1	1				
古典A	1	1				
古典B	1	1				
総合国語ⅠA	1		1			
総合国語ⅠB	1		1			
◇ 総合国語ⅡA	1			1		
◇ 総合国語ⅡB	1			1		
芸術A	1	1				
芸術B	1	1				
歴史総合A	1	1				
歴史総合B	1	1				
公共A	1		1			
公共B	1		1			
◇ 人間論	1			1		
◇ ※ 現代社会	2				2	
◇ ※ 哲学	2				2	
◇ ※ 法学	2				2	
☆ ※ 日本語A	2			2		
☆ ※ 日本語B	2			2		
☆ ※ 日本語C	2				2	
☆ ※ 日本語D	2				2	
☆ ※ 日本語E	2					2
☆ ※ 日本語F	2					2

必修科目

令和6年度第1～5学年に適用

一般科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
保健体育Ⅳ	2				2		注3), 5) を参照
保健体育Ⅴ	2					2	
※ 総合英語Ⅴ	2					2	
◇ ※ 人文特論ⅠA	2						
◇ ※ 人文特論ⅡA							
◇ ※ 人文特論ⅢA							
◇ ※ 人文特論ⅣA							
◇ ※ 人文特論ⅠB	2						
◇ ※ 人文特論ⅡB							
◇ ※ 人文特論ⅢB							
◇ ※ 人文特論ⅣB							
一般必修科目 開設単位数	73	24	22	15	12	0	
一般選択科目 開設単位数	10	0	0	0	2	8	
一般科目 開設単位数	83	24	22	15	14	8	

注1) ※印の科目は学修単位数科目である。

注2) ☆印の科目は留学生に対して開設され、◇印の科目を代替する。

注3) 一般選択科目を2単位以上（一般科目合計で75単位以上）修得すること。

注4) 専門選択科目を3単位以上（専門科目合計で82単位以上）修得すること。

注5) 一般選択科目、専門選択科目、学則第14条第3項の科目及び学則第14条の4、第14条の5の規定に基づく単位認定を合わせて15単位以上（合計で167単位以上）を修得すること。

注6) 学則第14条第3項の科目とは、「防災リテラシー」及び「インターンシップ」である。

専門科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
建設システム工学概論Ⅰ	1	1					
建設システム工学概論Ⅱ	1	1					
応用物理Ⅰ	1			1			
応用物理Ⅱ	1			1			
応用数学ⅠA	1				1		
応用数学ⅠB	1				1		
応用数学ⅡA	1				1		
応用数学ⅡB	1				1		
情報リテラシー	1	1					
情報処理	1					1	
構造力学ⅠA	1		1				
構造力学ⅠB	1		1				
構造力学ⅡA	1			1			
構造力学ⅡB	1			1			
構造力学ⅢA	1				1		
構造力学ⅢB	1				1		
建築一般構造	1			1			
建設材料学	1			1			
コンクリート構造学Ⅰ	1				1		
※ コンクリート構造学Ⅱ	2				2		
※ 鋼構造学	2					2	
水理学ⅠA	1			1			
水理学ⅠB	1			1			
地盤工学ⅠA	1				1		
地盤工学ⅠB	1				1		
※ 地盤工学Ⅱ	2				2		
※ 環境工学Ⅰ	2				2		
都市計画	1				1		
建築計画Ⅰ	1				1		
※ 建築史	2				2		
測量学Ⅰ	1	1					
測量学Ⅱ	1		1				
応用測量学Ⅰ	1					1	
応用測量学Ⅱ	1					1	
測量実習	3		3				
建設システム工学実験ⅠA	1				1		
建設システム工学実験ⅠB	1				1		
建設製図Ⅰ	1	1					
建設製図Ⅱ	2			2			
建設製図制作	3				3		
※ 建設設計製図Ⅰ	2				2		
建設設計製図Ⅱ	2					2	
卒業研究・卒業設計	10					10	
※ 水理学Ⅱ	2				2		
※ 河川工学	2				2		
海岸工学	1					1	
土木施工Ⅰ	1				1		
土木施工Ⅱ	1					1	
環境衛生学Ⅰ	1				1		都市環境 コース科目
環境衛生学Ⅱ	1				1		
環境工学ⅡA	1					1	
環境工学ⅡB	1					1	
※ 土木計画	2				2		
建設システム工学実験ⅡA	1				1		
建設システム工学実験ⅡB	1				1		
応用構造力学	1					1	
※ 建設設計製図Ⅲ	2					2	注3), 4)を
※ 耐震工学	2					2	参照
地盤防災工学	1					1	
専門必修科目 開設単位数	79	5	8	17	28	21	
専門選択科目 開設単位数	6	0	0	0	0	6	
専門科目 開設単位数	85	5	8	17	28	27	

開設単位数（各学年の合計）		1年	2年	3年	4年	5年
一般科目	必修科目	24	22	15	12	0
	選択科目	0	0	0	2	8
	開設科目	24	22	15	14	8
専門科目	必修科目	5	8	17	28	21
	選択科目	0	0	0	0	6
	開設科目	5	8	17	28	27
学則第14条第3項の科目を 除いた全科目	必修科目	29	30	32	40	21
	選択科目	0	0	0	2	14
	開設科目	29	30	32	42	35
学則第14条第3項の科目		1	0	0	1~2	1~2

開設単位数（各学年までの累計）		1年	2年	3年	4年	5年
一般科目	必修科目	24	46	61	73	73
	選択科目	0	0	0	2	10
	開設科目	24	46	61	75	83
専門科目	必修科目	5	13	30	58	79
	選択科目	0	0	0	0	6
	開設科目	5	13	30	58	85
学則第14条第3項の科目を 除いた科目	必修科目	29	59	91	131	152
	選択科目	0	0	0	2	16
	開設科目	29	59	91	133	168

標準/進級/学年修了/卒業単位数 （各学年までの累計）		1年	2年	3年	4年	5年
標準単位数		29	59	91	133	—
進級単位数		23	53	85	127	—
学年修了単位数		23	53	79	127	—
卒業単位数	一般科目	—	—	—	—	75
	専門科目	—	—	—	—	82
	全体	—	—	—	—	167

- 注1) ※印の科目は学修単位科目である。
- 注2) 一般選択科目を2単位以上（一般科目合計で75単位以上）修得すること。
- 注3) 専門選択科目を3単位以上（専門科目合計で82単位以上）修得すること。
- 注4) 一般選択科目、専門選択科目、学則第14条第3項の科目及び学則第14条の4、第14条の5の規定に基づく単位認定を合わせて15単位以上（合計で167単位以上）を修得すること。
- 注5) 学則第14条第3項の科目は、卒業に必要な単位数（167単位）に含めることができるが、卒業に必要な一般科目の単位数（75単位）及び専門科目の単位数（82単位）に含めることができない。
- 注6) 学則第14条の4及び第14条の5の規定に基づく単位は、卒業に必要な単位数（167単位）に含めることができるが、卒業に必要な一般科目の単位数（75単位）及び専門科目の単位数（82単位）に含めることができない。

学則第14条第3項の科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
防災リテラシー	1	1					
インターンシップ	1~4				1~2	1~2	企業・高等教育機関それぞれ2単位以内、各学年1単位以内
地域連携・地域貢献活動	1~2			1~2			

学則第14条の4及び第14条の5の規定に基づく単位認定	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
知識・技能審査に係る単位認定	6単位以内				3単位以内	6単位以内	「舞鶴工業高等専門学校知識・技能審査に係る単位認定に関する規程（準学士課程）」を参照
舞鶴工業高等専門学校以外の教育施設における学修	60単位以内						「舞鶴工業高等専門学校以外の教育施設における学修に関する規程（準学士課程）」を参照

専門科目		単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
必修科目	建設システム工学概論Ⅰ	1	1					
	建設システム工学概論Ⅱ	1	1					
	応用物理Ⅰ	1			1			
	応用物理Ⅱ	1			1			
	応用数学ⅠA	1				1		
	応用数学ⅠB	1				1		
	応用数学ⅡA	1				1		
	応用数学ⅡB	1				1		
	情報リテラシー	1	1					
	情報処理	1					1	
	構造力学ⅠA	1		1				
	構造力学ⅠB	1		1				
	構造力学ⅡA	1			1			
	構造力学ⅡB	1			1			
	構造力学ⅢA	1				1		
	構造力学ⅢB	1				1		
	建築一般構造	1			1			
	建設材料学	1			1			
	コンクリート構造学Ⅰ	1				1		
	※ コンクリート構造学Ⅱ	2				2		
	※ 鋼構造学	2					2	
	水理学ⅠA	1			1			
	水理学ⅠB	1			1			
	地盤工学ⅠA	1				1		
	地盤工学ⅠB	1				1		
	※ 地盤工学Ⅱ	2				2		
	※ 環境工学Ⅰ	2				2		
	都市計画	1			1			
	建築計画Ⅰ	1			1			
	※ 建築史	2				2		
	測量学Ⅰ	1	1					
	測量学Ⅱ	1		1				
	応用測量学Ⅰ	1					1	
	応用測量学Ⅱ	1					1	
	測量実習	3		3				
	建設システム工学実験ⅠA	1			1			
	建設システム工学実験ⅠB	1			1			
	建設製図Ⅰ	1	1					
	建設製図Ⅱ	2		2				
	建設製図制作	3			3			
	※ 建設設計製図Ⅰ	2				2		
	建設設計製図Ⅱ	2					2	
	卒業研究・卒業設計	10					10	
	※ 建築計画Ⅱ	2				2		
	※ 建築論	2				2		
建築構造Ⅰ	1				1			
建築構造Ⅱ	1					1		
※ 建築施工	2				2			
建築環境Ⅰ	1				1			
建築環境Ⅱ	1				1			
建築設備Ⅰ	1					1		
建築設備Ⅱ	1					1		
建築法規	1					1		
建築デザイン	2				2			
選択科目	応用構造力学	1					1	
	※ 建設設計製図Ⅲ	2				2	注3),4)を	
	※ 耐震工学	2				2	参照	
	地盤防災工学	1					1	
専門必修科目 開設単位数	79	5	8	17	28	21		
専門選択科目 開設単位数	6	0	0	0	0	6		
専門科目 開設単位数	85	5	8	17	28	27		

建築
コース科目

開設単位数（各学年の合計）		1年	2年	3年	4年	5年
一般科目	必修科目	24	22	15	12	0
	選択科目	0	0	0	2	8
	開設科目	24	22	15	14	8
専門科目	必修科目	5	8	17	28	21
	選択科目	0	0	0	0	6
	開設科目	5	8	17	28	27
学則第14条第3項の科目を除いた全科目	必修科目	29	30	32	40	21
	選択科目	0	0	0	2	14
	開設科目	29	30	32	42	35
学則第14条第3項の科目		1	0	0	1~2	1~2

開設単位数（各学年までの累計）		1年	2年	3年	4年	5年
一般科目	必修科目	24	46	61	73	73
	選択科目	0	0	0	2	10
	開設科目	24	46	61	75	83
専門科目	必修科目	5	13	30	58	79
	選択科目	0	0	0	0	6
	開設科目	5	13	30	58	85
学則第14条第3項の科目を除いた科目	必修科目	29	59	91	131	152
	選択科目	0	0	0	2	16
	開設科目	29	59	91	133	168

標準/進級/学年修了/卒業単位数（各学年までの累計）		1年	2年	3年	4年	5年
標準単位数		29	59	91	133	—
進級単位数		23	53	85	127	—
学年修了単位数		23	53	79	127	—
卒業単位数	一般科目	—	—	—	—	75
	専門科目	—	—	—	—	82
	全体	—	—	—	—	167

- 注1) ※印の科目は学修単位数科目である。
- 注2) 一般選択科目を2単位数以上（一般科目合計で75単位数以上）修得すること。
- 注3) 専門選択科目を3単位数以上（専門科目合計で82単位数以上）修得すること。
- 注4) 一般選択科目、専門選択科目、学則第14条第3項の科目及び学則第14条の4、第14条の5の規定に基づく単位認定を合わせて15単位数以上（合計で167単位数以上）を修得すること。
- 注5) 学則第14条第3項の科目は、卒業に必要な単位数（167単位）に含めることができるが、卒業に必要な一般科目の単位数（75単位）及び専門科目の単位数（82単位）に含めることができない。
- 注6) 学則第14条の4及び第14条の5の規定に基づく単位は、卒業に必要な単位数（167単位）に含めることができるが、卒業に必要な一般科目の単位数（75単位）及び専門科目の単位数（82単位）に含めることができない。

学則第14条第3項の科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
防災リテラシー	1	1					
インターンシップ	1~4				1~2	1~2	企業・高等教育機関それぞれ2単位数以内、各学年1単位数以内
地域連携・地域貢献活動	1~2			1~2			

学則第14条の4及び第14条の5の規定に基づく単位認定	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考
知識・技能審査に係る単位認定	6単位数以内				3単位数以内	6単位数以内	「舞鶴工業高等専門学校知識・技能審査に係る単位認定に関する規程（準学士課程）」を参照
舞鶴工業高等専門学校以外の教育施設における学修	60単位数以内						「舞鶴工業高等専門学校以外の教育施設における学修に関する規程（準学士課程）」を参照

注5)を
参照

注6)を
参照

学則 別表第3

1. 一般科目及び専門共通科目

区分	授業科目	単位数	学年別配当		備考
			1年次	2年次	
一般科目	◎英語演習Ⅰ	1	1		
	◎英語演習Ⅱ	1	1		
	◎日本文化論	2		2	
	◎科学と社会学	2		2	
	◎近代物理学	2	2		
	一般科目開設単位計	8	4	4	
一般科目 習得単位	6単位以上				
専門科目	◎特別演習	2		2	
	◎応用解析Ⅰ	2	2		
	◎応用解析Ⅱ	2	2		
	◎技術者倫理	2		2	
	◎環境工学特論	2		2	
	◎ネットワークシステム論	2		2	
	◎画像工学	2	2		
	◎先端材料工学	2	2		
	◎エネルギー工学	2	2		
	◎システム設計学	2	2		
	◎流体工学特論	2	2		
	専門共通科目開設単位計	22	14	8	
	専門共通科目 修得単位	18単位以上			

(注) ◎印は必修科目

2. 総合システム工学専攻

(1) 電気電子システム工学コース

区分	授業科目	単位数	学年別配当		備考
			1年次	2年次	
専門科目	◎特別研究基礎	8	8		学修総まとめ科目
	◎特別研究	10		10	
	◎特別実験	2	2		
	◎エンジニアリング・デザイン演習	2	2		
	◎システム制御工学	2	2		
	◎パワーエレクトロニクス	2		2	
	◎情報工学	2	2		
	◎電気応用工学	2	2		
	◎応用通信工学	2	2		
	◎信号処理特論	2	2		
	◎電子回路特論	2	2		
	◎制御工学特論	2	2		
	◎知識情報工学	2		2	
	◎電子デバイス工学	2	2		
	◎インターンシップ	2	(2)		
専門コース科目開設単位計	44	28(2)	14(2)		
専門コース科目 修得単位	38単位以上				

(注) ◎は必修科目

(2) 機械制御システム工学コース

区分	授業科目	単位数	学年別配当		備考
			1年次	2年次	
専 門 科 目	◎特別研究基礎	8	8		学修総まとめ科目
	◎特別研究	10		10	
	◎特別実験	2	2		
	◎エンジニアリング・デザイン演習	2	2		
	◎システム制御工学	2	2		
	材料力学特論Ⅰ	2	2		
	材料力学特論Ⅱ	2	2		
	信号処理特論	2	2		
	流体力学	2	2		
	プラント工学	2		2	
	電子回路特論	2	2		
	制御工学特論	2	2		
	知識情報工学	2		2	
	エネルギー環境学	2	2		
	インターンシップ	2	(2)		
専門コース科目開設単位計	44	28(2)	14(2)		
専門コース科目 修得単位	38単位以上				

(注) ◎は必修科目

(3) 建設工学コース

区分	授業科目	単位数	学年別配当		備考
			1年次	2年次	
専 門 科 目	◎特別研究基礎	8	8		学修総まとめ科目
	◎特別研究	10		10	
	◎特別実験	2	2		
	◎エンジニアリング・デザイン演習	2	2		
	◎構造力学特論	2	2		
	まちづくり学	2	2		
	耐震工学特論	2	2		
	建設材料特論	2	2		
	メンテナンス工学	2		2	
	地盤工学特論	2		2	
	水理学特論	2	2		
	土木数値解析	2	2		
	建築環境工学特論	2		2	
	空間デザイン論	2		2	
	設計演習	2	2		
インターンシップ	2	(2)			
専門コース科目開設単位計	46	26(2)	18(2)		
専門コース科目 修得単位	38単位以上				

(注) ◎は必修科目

舞鶴工業高等専門学校学生準則

昭和40年4月1日施行

令和3年12月8日最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この準則は、舞鶴工業高等専門学校学則第35条の規定に基づき、本校学生として遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 学生は、学則、学生準則その他の諸規則を遵守し、本校学生としての本文を全うするよう心掛けなければならない。

第2章 宣誓書及び入学誓約書

(宣誓書)

第3条 入学を許可された者は、所定の期日までに、署名の上、宣誓書(第1号様式)を提出しなければならない。

(入学誓約書)

第4条 入学を許可された者は、所定の期日までに、保護者等が連署した入学誓約書(第2号様式)を提出しなければならない。

(保護者等)

第5条 保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年人であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

(保護者等の変更)

第6条 保護者等に異動があったとき、又は前条の資格を失ったときは、速やかに保護者等変更届(第3号様式)を提出しなければならない。

2 保護者等が改姓又は転居したときは、速やかに保護者等(住所変更・改姓)届(第3号の2様式)を提出しなければならない。

第3章 学生証

(学生証の携帯)

第7条 学生は、学生証の交付を受けて常時これを携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返納)

第8条 学生証は、その有効期間が終了したとき、又は退学するときには、速やかに返納しなければならない。

(再交付)

第9条 学生証を紛失し、又は損傷したときは、直ちに校長に届け出て、学生証再交付願(第4号様式)により再交付を受けなければならない。

第4章 休学、退学、欠席等

(休学願)

第10条 学生は、疾病その他の理由により、継続して3か月以上修学できない見込みのときは、医師の診断書又は詳細な理由を添え、休学願(第5号様式)を学級担任を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(復学願)

第11条 休学した者が、休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは、復学願(第6号様式)を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学願)

第12条 学生が退学しようとするときは、退学願(第7号様式)を、学級担任を経て、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(身上異動届)

第13条 学生は改姓その他一身上の異動があったときは、身上異動届(第8号様式)を直ちに提出しなければならない。

(住居届)

第14条 学生は、住居届(第9号様式)を校長に提出しなければならない。

2 学生が住居を変更したときは、速やかに住居変更届(第10号様式)を提出しなければならない。

(欠席届等)

第15条 学生が、欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に理由を明記した欠席届(第11号様式)、欠課(遅刻、早退)届(第12号様式)を学級担任を経て校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

2 疾病のため引き続き1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

(忌引届)

第16条 父母近親の喪に服するときは、忌引届(第13号様式)を学級担任を経て、校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

- 2 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、おじ又はおば・曾祖父母1日とする。
ただし、遠隔地の場合は、往復に要する日数の加算が認められる場合がある。

第5章 服装

(服装)

第17条 学生は、登校又はこれに準ずる場合の服装は、学習にふさわしいものとし、本校学生としての品位を保つように留意しなければならない。

第6章 健康診断

(健康診断)

第18条 学生は、毎年本校で行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

(事後措置)

第19条 校長は、必要に応じて、学生に治療、必要な検査、予防接種等を受けるよう指示することができる。

第7章 学生会等

(学生会)

第20条 本校に、学生全員をもって構成する学生会を置く。学生会について必要な事項は別に定める。

(団体)

第21条 学生が、体育、文化等の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、学生団体結成願等（第14号様式（その1）及び第14号様式（その2））に、団体の規約、指導教員及び会員の名簿を添え、代表者の署名の上、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 団体の規約を変更しようとするときも前項に準ずる。

第22条 前条の団体行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長が許可を取り消し又はその解散を命ずることができる。

(校外団体参加)

第23条 学生が、校外団体に参加しようとするときは、校外団体参加願等（第15号様式（その1）及び第15号様式（その2））に、その団体の目的規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、代表者の署名の上、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第24条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長は許可を取り消すことができる。

第8章 集会・競技

(集会・競技)

第25条 学生が、校内又は校外において集会（競技）催し物その他の行事を行おうとする場合には、目的、日時、場所、使用施設並びに設備の名称、参加者数等を記載した集会（競技）許可願（第16号様式）を、1週間以前に、代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、その実施については、学生主事の指示に従うものとする。

第26条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、校長がその中止を命ずることができる。

第9章 印刷物の配布

第27条 学生が校内外において、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布しようとするときは、印刷物発行許可願（第17号様式）にその印刷物の原稿を添え、学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第10章 掲示

(掲示)

第28条 学生が、校内外において、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、掲示許可願（第18号様式）にその掲示物又は写真を添え、1週間以前に学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第29条 校内に掲示するときは、本校所定の場所に掲示しなければならない。

第30条 掲示期間は原則として1週間以内とし、大きさは縦54cm、横41cm以内とする。

第11章 施設、設備の使用

(施設、設備の使用)

第31条 学生が、学内の施設、設備を使用しようとする場合には、その目的、日時、施設の名称等を記載した施設・設備使用願（第19号様式）を1週間以前に学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設、設備についてはこの限りではない。

第12章 雑則

(施行細則)

第32条 この準則施行に際して必要あるときは、更に施行細則を定める。